矢板市キャラクターともなりくんの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「矢板市キャラクターともなりくん」(以下「キャラクター」という。) の利用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、矢板市(以下「市」という。)に属する。

(利用の申請)

- 第3条 キャラクターの利用を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、若しくは雑誌等報道関係者が報道目的に利用する場合、又は 市が主体となって実施するイベント等で利用する場合はこの限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(別記様式 第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) キャラクターの利用状況が分かる完成見本等
  - (2) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許可)

第4条 市長は、前条の利用申請を受理したときは、その内容を審査し、当該利用が市産 品の推進や市のPRに寄与すると認めるときは、利用の許可(以下「利用許可」という。) を行い、利用許可書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用許可の制限)

- 第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許可しない。
  - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
  - (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
  - (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
  - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
  - (6) キャラクターの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
  - (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
  - (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

- 第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 許可された利用内容のみに利用をすること。
  - (2) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (3) 作成した製作物等へ、「矢板市キャラクターともなりくん」とできる限り明示すること

#### (許可内容の変更)

- 第8条 利用者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可書(別記様式第4号)を交付する。

#### (許可の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許可の取り消しを命じること ができる。
  - (1) 利用者が、利用許可の制限に抵触した場合
  - (2) 利用者が、利用上の遵守事項に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽があった場合
  - (4) その他キャラクターの利用継続が不適当である場合
- 2 市長は、前項の規定による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 市長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### (利用の独占の禁止)

第10条 本利用許可の申請は、利用者が自己の商標登録や意匠とするなど、独占して 利用する権利を付与するものではない。

#### (利用の期間)

第11条 利用の期間は、利用の許可を申請した年度の3月31日までとする。

#### (損害賠償等の責務)

- 第12条 市は、キャラクターの利用を許可したことに起因する損害賠償等について、 一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、 これに対し全責任を負い、誠意を持って対処する。
- 3 利用者が、キャラクターの利用に際し故意又は重大な過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この要綱は、平成24年9月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年2月1日から適用する。

(要領の廃止)

第2条 本要綱適用にあわせ、「つつじの郷やいた ともなりまつりマスコットマーク「ともなりくん」の使用に関する取扱い要領(以下「要領」という。)(平成22年11月3日 適用)」は廃止する。

(廃止前の要領に基づく経過措置)

第3条 この要綱の施行の際、現に前条の規定による廃止前の要領により、使用 許可を受けている者については、 その使用期間中は、この要綱施行後でも、 なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の利用許可を受け作成された品物等で、現にその在庫として管理しているものについては、当分の間、なお利用することができる。

## 矢板市キャラクターともなりくん利用申請書

年 月 日

矢板市長 様

郵便番号 住所 商号又は名称 代表者職氏名

矢板市キャラクターともなりくんを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用目的	
利用する物件の 区分・名称	区分: □ グッズ等商品、 □ 加工食品、 □ 印刷物、 □ その他 名称:
利用する物件の 具体的な内容	※利用箇所、使用規格等を記入してください。商品の場合、製造予定数、 販売価格(税込)、販売場所等を詳しく記載ください。
利用期間 (1年以内、3/31まで )	年 月 日から 年 月 日
特記事項	
連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-mail:

#### 添付書類

- (1) 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール
- (3) 食品の場合は、「製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証(写)」または「店舗ごとの業務開始報告書(写)」、「製造または販売する店舗一覧(任意様式にて店舗名、住所、連絡先等を記載のこと)」

## (別記様式第2号)

#### 矢板市キャラクターともなりくん利用許可書

 矢秘許可
 号

 年
 月
 日

様

矢板市長 齋藤 淳一郎

年 月 日付で申請のありました矢板市キャラクターともなりくんの利用について、許可します。

なお、利用に当たっては、下記の点に留意してください。

記

- 1. キャラクターを、許可を受けた物件のデザインとして利用することができます。その際、 キャラクターを用いた商品や包装等にできる限り「矢板市キャラクターともなりくん」と 明示してください。また、完成品(困難な 場合は写真等)を提出してください。
- 2. 在庫として管理しているものについては、期間を過ぎても利用できます。
- 3. 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 4. 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、 矢板市は一切の責任を負いません。
- 5. 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした 関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 6. 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許可の取り 消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7. 許可が取り消されたときは、許可取消の日から利用することはできません。また、取り 消しにより利用者に生じた損害について、矢板市は一切の責任を負いません。
- 8. キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9.「矢板市キャラクターともなりくんの利用に関する要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

【許可内容】

- ○期間 年月日~ 年月日
- ○利用目的
- ○特記事項

## (別記様式第3号)

# 矢板市キャラクターともなりくん利用許可内容変更申請書

年 月 日

矢板市長 様

郵便番号 住所 商号又は名称 代表者職氏名

年	月	日付け矢秘許可第	号で許可を受けた矢板市キャラクターともなりくんの利用に
ついて	、汝	てのとおり内容を変更し	たいので申請します。

記

事 項	変	更	前	変	更	内	容

## 添付書類

- (1) 変更内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許可書の写し(コピー)

## 矢板市キャラクターともなりくん利用変更許可書

年 月 日

様

#### 矢板市長 齋藤 淳一郎

年 月 日付けで変更申請のありました矢板市キャラクターともなりくんの利用について、変更を許可します。なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- 1. キャラクターを、許可を受けた物件のデザインとして利用することができます。その際、キャラクターを用いた商品や包装等にできる限り「矢板市キャラクターともなりくん」と明示してください。 また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- 2. 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3. 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、矢板市は一切の責任を負いません。
- 4. 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を 遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5. 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許可の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 6. 許可が取り消されたときは、許可取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより 利用者に生じた損害について、矢板市は一切の責任を負いません。
- 7. キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 8. 「矢板市キャラクターともなりくんの利用に関する要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

#### 【変更内容】

〇許可番号: 矢秘許可第〇〇〇〇〇号

〇変更内容: 〇特記事項: